

利用のご案内

川西市市民活動センター・男女共同参画センター ってどんなところ？

社会貢献を行う市民活動グループや男女共同参画社会の実現に向けた活動を支援するための公共の施設です。

会議や資料づくり、交流やPR、仲間づくりなど、活動の促進のために利用できます。

市民活動センター

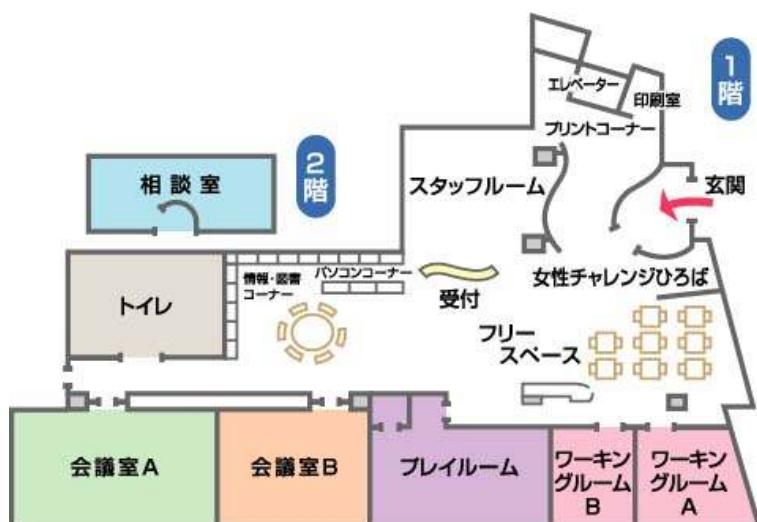
環境、福祉、まちづくりなど営利を目的にしない市民活動を促進するための施設

「市民活動」とは、市民が自主的かつ相互に協働して、不特定多数の市民の利益を主たる目的として行う非営利の社会貢献活動をいう

男女共同参画センター

男女共同参画社会基本法の基本理念に沿って、男女共同参画社会の実現を推進するための施設

「男女共同参画社会」とは、女性と男性が社会のあらゆる分野にともに参画し、いきいきと暮らすことができる社会をいう



情報・図書コーナー

図書・ビデオ・パソコンを設置

* パソコン

使用は平日9時～17時15分(休館日を除く)

1時間まで(他の使用希望がなければ継続使用可能)

* 図書・ビデオ

図書カード作成後、2週間2冊まで

コーナー内でビデオ視聴も可能

フリースペース

少人数の打ち合わせなどに自由に使用可(16席)

フロントコーナー

印刷機・コピー機・裁断機・紙折り機・公衆電話

湯沸しコーナー

茶器類あり

(流し、電熱器、ポット、湯のみ、コーヒー茶碗等)
茶葉、コーヒー、ふきん等はご持参ください

会議室

(会議室A 椅子・机使用で30席)

(会議室B " 19席)

1室として使用する場合、椅子のみで80席使用可

ワーキングルーム

ワーキングルームA・B

各15席

プレイルーム

子育て相談もしています

< 2 階 >

相談室

専門相談員等が女性のかかえる様々な悩みを解決するためのお手伝いをします

利用のきまり

- ◆ 使用前には必ず使用許可書を提示し、確認を受けてください。また、使用後は事務室まで終了の旨をお伝えください。
- ◆ 会場準備・後片付け・清掃・消灯などは使用許可時間内をお願いします。
- ◆ 音の出る活動については、会議室A及びBを一室として使用してください。
＜マイク、CDデッキの使用も含む＞
- ◆ 各部屋の定員は守ってください。
- ◆ 公共施設を有効に利用するため、部屋の状況把握に職員が立入る場合があります。
- ◆ 設備・備品を使用される場合は、必ず使用許可申請時に申し出てください。
- ◆ 設備・備品を初めて使用される場合は、必ず職員から使用に関する説明を受けてください。
＜使用説明は平日の9時～17時15分（休館日を除く）＞
- ◆ 当センターは、全館禁酒・禁煙です。
- ◆ ゴミは各自でお持ち帰りください。

利用登録グループ になりませんか？

＜申請条件＞

- ①非営利の社会貢献活動 や 男女共同参画の実現に向けた活動 を実施している。
- ②市民活動センターや男女共同参画センターの事業や行事に積極的に参加できる。
- ③会員数が5人以上で代表者及び会員の半数以上が川西市民である。

* 自分たちの趣味・教養のために活動しているグループは対象となりません。

①②③を満たし、
【利用登録申請書】【活動報告・計画書】【情報受付カード】……（所定の用紙あり）
【会則】【名簿】……………（所定の用紙はありません）
以上を提出してください。＜申請は随時受け付けています＞

書類提出後承認されると **利用登録グループ**
（承認には10日前後かかります。）

利用登録グループになると・・・

- ◆ 低額の使用料で会議室・ワーキングルーム・プレイルームが利用できます。
- ◆ 年間を通じて会議室等の使用ができます。（使用許可申請は必要）

➡ **センター主催事業や市事業を優先させていただきます。**

- * 使用希望日は前々月初日から申請できます。
申請受付は 平日 9時から20時まで
土・日・祝 9時から17時まで
- * 定期利用については受付開始月の15日までに申請してください。
（申請がなければ他のグループに貸し出しします）
- * 4区分1単位として月4単位までが低額で使用できます。
月4単位を超えて使用する場合、5単位以降の申請は、使用希望日の前月初日からとなりますが、使用料金は同額です。

- ◆ メールボックスが利用できます。
メールボックスにはセンターや他グループからの情報が入りますので、グループで責任を持って定期的に中を確認してください。
- ◆ センターでの情報発信（掲示物やチラシの設置）ができます。
- ※ 利用登録せずに情報発信のみ希望される場合は、＜情報登録＞ をしてください。

開館時間

平日…………… 9時から20時まで
土・日・祝…………… 9時から17時まで

ただし、申請により22時まで使用可能です。

休館日

年末年始…………… 12月29日から1月3日
定期休館…………… 第4日曜日（定期清掃・定期点検のため）

貸出できるもの（使用希望者は事務室まで）

備品名	使用可能場所
液晶プロジェクター	会議室A
OHC	
スクリーン	
ピアノ	会議室A・Bを一室として 使用する場合のみ
タイピン形ワイヤレスマイク	
ハンド形ワイヤレスマイク	
有線マイク	
CDデッキ	会議室A・B プレイルーム

<地図>



川西能勢口駅東出口南へ 100m
JR川西池田駅下車東へ 500m

詳しくは事務室までお問い合わせください。

<問い合わせ先>

川西市市民活動センター

TEL 072-759-1826
FAX 072-759-1891

川西市男女共同参画センター

TEL 072-759-1856
FAX 072-759-1891
女性のための相談専用 TEL 072-759-1857

〒666-0015 川西市小花1丁目8-1

<HPアドレス>

<http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/>

<発行日>

平成21年8月